

# 千葉県郵券の検査に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、千葉県物品会計規則（昭和52年千葉県規則第49号）第45条の規定に基づく物品の出納保管事務の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱により検査する物品は、郵便切手及び郵便はがき（以下「郵券」という。）とする。

## (検査対象)

第2条 会計管理者は、郵券を保有する物品取扱員等の設置箇所（以下「所管課」という。）のうち、会計管理者が必要と認める所管課に対して検査を実施する。

## (検査方法)

第3条 会計管理者は、原則として年1回、前条に定める所管課に対して現地にて検査を実施する。

## (検査項目)

第4条 会計管理者は、次の各号に掲げる事項を検査する。

- (1) 郵券保管枚数の確認
- (2) 関係書類の記載内容
- (3) 郵券の使用状況
- (4) 郵券の保管状況
- (5) その他、会計管理者が必要と認めるもの

## (検査結果の通知)

第5条 会計管理者は、検査終了後、検査対象所管課に検査結果を通知するものとする。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、郵券の検査に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。